

### 鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について (臨時報告書)

未整備駅名	長崎駅前
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：長崎県 市区町村：長崎市
路線名	本線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	10,788人
鉄道事業者又は軌道経営者	長崎電気軌道株式会社
関係自治体	長崎市

#### バリアフリー化に関する現状

地平駅 相対式2面2線  
横断歩道橋と接続しており、バリアフリー法に適應した通路が確保出来ていない。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

道路管理者所有の横断歩道橋があるため、平面交差にすることが困難。また交通量の多い国道沿いに位置し、ホーム拡幅等が困難でエレベーターの設置も難しい。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

平成18年度に道路管理者・所轄警察署・市でエレベーター設置の協議を行ったが、国道側への有効幅員の確保ができず実施困難との結論に至った。一方で交通安全の観点や道路通行量が多く平面交差化も実現が難しい状況である。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

### (調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

#### 都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

長崎市が策定した「長崎市交通バリアフリー基本構想」の実施すべき特定事業に位置づけられていない。

#### 市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

道路管理者である県、警察、事業者及び市が立体横断、平面横断の両面からバリアフリー化を協議したが、交通量の多さ、道路幅員、ホーム幅員などからバリアフリー化が困難であると判断した。今後、県が行うJR長崎本線連続立体交差事業、市が行う長崎駅周辺土地区画整理事業の実施に伴いバリアフリー化を検討する必要がある。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	長崎電気軌道株式会社
都道府県	長崎県 土木部 道路維持課
市区町村	長崎市 都市計画部 交通企画課